

秘密保全法制定に反対する会長声明

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議は、2011年（平成23年）8月8日、同法制を早急に整備すべしとする報告書を取りまとめた。これを受けた政府は現在法案化作業を進めており、国会提出を目指している。

しかしながら、前記報告書による秘密保全法制は、次に述べるとおり、知る権利や取材・報道の自由に重大な脅威を与え、関係者のプライバシーを広範に侵害し、ひいては国民主権原理に反するものである。

まず、秘密保全法制では、①国の安全、②外交、③公共の安全及び秩序の維持の3分野において、行政機関が特に秘匿を要すると判断する秘密を「特別秘密」と指定することができることとされ、指定に対する第三者のチェックもない。このため、原発情報や放射能情報等、政府や自治体にとって都合の悪い情報や本来市民に知らされるべき情報が、広範に「特別秘密」に指定されることにより隠蔽されるおそれが高い。

また、「特別秘密」の概念が広範かつ曖昧であるため、これを漏洩する行為を処罰する規定は罪刑法定主義に反することはもちろんのこと、漏洩についての独立教唆罪、共謀罪、扇動罪の規定がマスコミの取材活動、報道活動に対して及ぼす萎縮効果は、計り知れないものがあるといわなければならない。このように秘密保全法制は、知る権利に対する重大かつ深刻な侵害である。

さらに、秘密保全法制では、人的管理として、「特別秘密」を取り扱う者の適性評価制度が導入されている。すなわち、秘密情報を取り扱う者にその適性があるかどうかを判断するため、政府機関は、その者の家族関係、信用状態、精神の問題にかかる通院歴など重大なプライバシーにかかる事柄や思想・信条にかかわる広範な情報まで調査ができることとされている。のみならず、秘密情報を取り扱う者の行動に影響を与え得る者までもが政府機関による調査の対象とされるため、対象は無限に広がる可能性がある。

秘密保全法制は、関係者のプライバシーや思想・信条の自由に対しても、重大かつ深刻な侵害である。

このように、秘密保全法制は、その内容において憲法上の様々な権利を侵害するものである。また、法制化の手續においても、前記有識者会議の議事録が作成されていないばかりか、議事メモまでもが廃棄され、公開された資料は改ざんされるなど民主主義社会にあるまじき秘密主義が横行している。内容においても手續においても、国民主権原理に違反するものと言わなければならない。

本会は、このような憲法違反の秘密保全法制定に強く反対する。

2012年（平成24年）5月16日

大阪弁護士会

会長 藪野恒明